



ライフプラン第3期セミナー



(一財)三重県公立学校職員互助会



退職時の必要手続

退職後は会員？非会員？

退職後も会員

- ・退職⇒再任用フルタイム勤務職員
- ・退職⇒臨時的任用職員

セカンドライフ請求

貸付(手続不要)

解約希望

積立預金解約

団体扱保険解約

グループ保険解約

退職後は非会員

- ・退職⇒再任用短時間勤務職員
- ・退職⇒会計年度任用職員
- ・退職⇒無職、学校以外で就職

セカンドライフ請求

貸付(手続不要)

積立預金解約

団体扱保険切替

グループ保険手続

退会される全員の方

セカンドライフ資金

● 請求手続対象者

会員期間が6か月以上で退職される全ての方

退職後も会員

退職後は非会員

● 給付額

平成20年3月末の会費 × 40% × その時点の在会月数 +
平成20年4月から令和2年3月の毎月の会費の35%の累積額 +
令和2年4月からの毎月の会費の30%の累積額

● 提出書類

- ・セカンドライフ資金給付請求書
- ・履歴書又は人事記録カードの写し
(期限付講師から継続して新規採用の方、
市町村教委又は三重大附属へ異動経験のある方)

貸付未返済金のある方

全額一括返済

● 返済対象者

現在貸付を受けている退職される全ての方(退職後継続不可)

退職後も会員

退職後は非会員

● 返済方法

①教育文化会館口座振替(手続不要)

退職手当支給日に教文会館のシステムにより自動的に口座振替

②振込依頼書で振込

①で返済できない場合、振込依頼書にて振込

積立預金に加入の方

退職後も会員 ⇒ 継続可(手続不要)

積立預金の解約方法

● 解約手続対象者

退職後は非会員の方、退職後も会員で解約希望の方

退職後は非会員

解約希望

● 提出書類

- ・預金解約請求書 締切:3月13日(木)(互助会必着)
- ・名前・住所・印鑑変更届 (届出印を紛失された方)

届出印をお忘れになった場合は…



● 送金方法

3月分を積立後、3月25日(火)に全額送金

《教文法定外控除口座 or 送金用口座(お持ちの場合)》

通算会員期間25年で退職の方

永年会員旅行補助金

セミナー参加者の中に
該当者がいらっしゃる場合
のみ説明します。

● 請求手続対象者

①令和7年3月末で、25年を迎える方

主に { 平成12年度採用の方
平成12年度は期限付講師で、平成13年度採用の方

②令和4年3月末～令和6年3月末で、25年を迎えた未請求の方

● 給付額

70,000円分の旅行クーポン又は上限70,000円の旅行補助金

※クーポンは、JTB・日本旅行・近畿日本ツーリストから選択

● 提出書類

・永年会員旅行補助金給付請求書

・人事記録カードの写し

・旅行時のフルネームの領収書(※補助金請求の場合)

通算会員期間25年で退職の方

永年会員特別給付金

セミナー参加者の中に
該当者がいらっしゃる場合
のみ説明します。

● 請求手続対象者

①令和7年3月末で、25年を迎える方

主に { 平成12年度採用の方
平成12年度は期限付講師で、平成13年度採用の方

②令和4年3月末～令和6年3月末で、25年を迎えた未請求の方

上記に該当の方で、会員期間中に**結婚祝金、出産見舞金、入学祝金**を
いずれも受給する資格が生じなかった方

● 給付額

50,000円

● 提出書類

- ・永年会員特別給付金請求書
- ・人事記録カードの写し
- ・戸籍抄本

子育て・介護・健康づくり支援事業

事業の利用期限等

- **ベネフィット・ステーション利用期限**

退職後も会員

令和7年4月以降も利用可

退職後は非会員

令和7年3月末まで

- **ベネアカウントについて**

退職後も会員

令和7年5月末まで…現職員番号でログイン

令和7年6月から……新職員番号で再登録

会員証をお持ちの方は、回収は行わない為、各自で処分してください。



■ 互助会の各種保険・共済について



団体扱保険に加入の方

退職後も会員 ⇒ 継続可(手続不要)

生命保険・自動車保険

● 手続対象者

退職後は非会員の方、退職後も会員で解約希望の方

退職後は非会員

解約希望

● 手続方法

各自で保険会社へ連絡し、以下の内容を告げる

名前・証券番号・変更内容(個人扱への切替／解約)

《生命保険会社》

第一生命、明治安田生命、住友生命、日本生命、朝日生命、
大樹生命、富国生命

《損害(自動車)保険会社》

損保ジャパン、東京海上日動火災

グループ保険に加入の方の手続

退職後も会員

グループ保険を継続
自動継続、手続不要

スライドP.11

グループ保険を解約

互助会に連絡⇒「グループ保険解約届」提出 ※配当金なし

【団体保険】保険料振替・配当金受け入れ口座登録書を
2月28日(金)までに提出

基本コースプラス
に加入している

グループ保険を継続
〈退職後継続します〉に○

スライドP.12～15

グループ保険を解約
〈退職後継続しません〉に○

退職後は非会員

グループ保険は3月末まで

基本コースプラス
に加入していない

一時払退職者傷害保険へ加入
明治安田生命へ加入連絡

スライドP.16

一時払退職者傷害保険へ加入しない
手続不要

グループ保険に加入の方

退職後も会員の方

- ◆ グループ保険を継続する

配当金あり (R6.8-R7.7)

退職後も会員の方は、グループ保険を自動継続(手続不要)

※【団体保険】 保険料振替・配当金受け入れ口座 登録書の提出不要

退職後も会員

- ◆ グループ保険を解約する

配当金なし

退職後も会員で解約希望の方は、互助会へ要連絡

互助会から送付のグループ保険解約届を提出

※【団体保険】 保険料振替・配当金受け入れ口座 登録書では解約不可(提出不要)

解約希望

【団体保険】保険料振替・配当金受け入れ口座 登録書
NKS口座振替扱い、【団体保険】に関する書類送付先（加入通知書・保険料控除証明書等）及び口座（保険料振替・配当金受け入れ）を下記の通り登録します。

フリガナ	コシヨ タロウ	性別	<input checked="" type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	西暦	XX/XX/XX	生日	YY/YY
氏名	互助 太郎	性別	<input checked="" type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	西暦	XX	月	XX

※ 1 団体の保険料控除の手続きのため、源泉徴収票の提出も必要となります。この「グループ」も同様です。入金の手続きも同様です。
※ 2 遺族の申請はできません。本会での手続きも同様です。
※ 3 本人との関係（本人、配偶者、親族）を記入してください。

この書類を提出する日付： 123456 20XX年 3月

グループ保険に加入の方

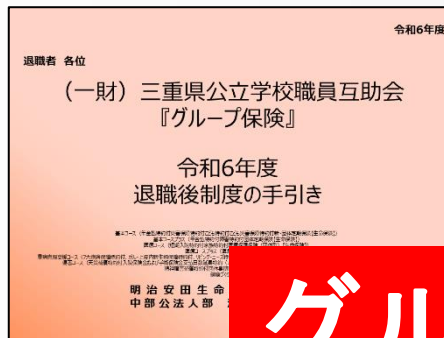
退職後は非会員の方(基本コースプラス加入者)

● 対象者

退職後は非会員で、**基本コースプラス**に加入中の方は保険年齢69歳まで
継続可能 退職後は非会員

⇒【**団体保険**】保険料振替・配当金受け入れ口座 登録書の
提出必要(継続の有無に関わらず)

締切:2月28日(金)(明治安田生命必着)



グループ保険継続可能

グループ保険に加入の方

退職後も会員 ⇒ 現職時と同様

退職後は非会員の方(基本コースプラス加入者)

◆ グループ保険を継続する (現職時との相違点)

①入院(125日目以降)、手術に対する医療コースの**互助会給付なし**

※医療コースプラス(病気・ケガ)、傷害コース(ケガ)に加入の方で、
支払い事由に該当した方のみ手術の保障対象。

なお、両コースとも退職時・更新時に加入不可。

②職場復帰支援コースの取扱いなし

③毎年8月の更新時にコース追加・保険金額の増額不可

(**保険金額の減額・脱退は可能**)

④窓口が互助会から管理会社(株)日本共同システムへ変更

⑤口座振替手数料(**385円/月**)が必要

※①②令和7年4月から適用外、④⑤同年8月から変更

グループ保険に加入の方

退職後は非会員の方(基本コースプラス加入者)

◆ グループ保険を継続する

配当金あり(R6.8-R7.7)

太枠内 全て記入
(連絡先2は任意)

職員番号を必ず記入

退職後継続しますで提出

被保険者番号は
右詰めで職員番号6桁を記入

預金口座振替依頼書・
自動払込利用申込書も全て記入

【団体保険】保険料振替・配当金受け入れ口座 登録書
NKs口座振替扱い【団体保険】に関する書類送付先(加入通知書・保険料控除証明書等)及び口座(保険料振替・配当金受け入れ)を下記の通り登録します。

フリガナ	コ シ ョ タロウ		性別	<input checked="" type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	生年月日	XXXX年XX月XX日
氏名	互助 太郎		別	<input type="checkbox"/> 西	西暦	XXXX年XX月XX日
〒	514-0004	都道府県	三重県			
市区町村	津市栄町1丁目					
番地以降	XX番地X					
マンション名	ゴジョマンション101号室					
連絡先1 本人携帯電話	090XXXXXX	連絡先2 (く)自宅	勤務先(任意)			
携帯1	090XXXXXX	電話番号	090XXXX-XXXX			
※1 保険料収納関係のご案内のため、携帯電話番号にて「ショートメッセージ」を送信する場合がございますのでご了承ください。	親族名	互助 花子				
※2 連絡先2は任意ですが、災害等で不通の場合の緊急連絡先となります。(自宅・勤務先・親族のいずれかをご記入ください)	本人との関係	妻				
勤務先	津市立互助小学校		部署名	勤務先電話番号		
ご連絡事項	①全員ご記入ください。職員番号(123456)		退職予定年月	20XX年 3月		
②下記のみを記入してください。	⇒ 本枠内の必要事項をすべてご記入ください。					
③退職継続します。(給与振替口座は継続できません)	⇒ 本枠内の氏名・性別・生年月日にのみご記入ください。					
④退職継続しません。(3月末迄迄となります。)	⇒ 本枠内の氏名・性別・生年月日にのみご記入ください。					

預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書 (取加)

取扱金融機関 御中 (金融機関提出用)

私が支払うべき料金を、次のとおり口座振替によって支払うことといたしますので、裏面の預金口座振替規定を承諾のうえ依頼します。

記入日 20XX年 2月 15日

委託会社 (一財)三重県公立学校職員互助会
No. 059801172

被保険者番号 123456 ※太枠内は全てご記入ください。※フリガナの濁点半角は一律にご記入してください。

振替日(払込日) 22日(金融機関休業日の場合翌営業日)
振替開始日(払込開始日) 請求書が初めて取付日に到着した日以降の最初の振替日

フリガナ コ シ ョ タロウ
預金者 互助 太郎
口座名義 互助 太郎

金融機関お届け印 (互助)

ゆうちょ銀行以外の金融機関
金融機関コード 503 支店コード 503 支店 百五 県庁
口座番号 XXXXXXXX

ゆうちょ銀行
種目 166 契約種別 30 記号 1 0
この預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書に不備がありましたら、お記へご返送ください。

160-0023 東京都新宿区西新宿7-11-18 711ビル4階
株式会社 日本共同システム

グループ保険に加入の方

退職後は非会員の方(基本コースプラス加入者)

◆ グループ保険を解約する

配当金あり(R6.8-R7.3)

氏名・性別・生年月日のみ記入

職員番号を必ず記入

退職後継続しませんで提出

預金口座振替依頼書・
自動払込利用申込書 記入不要

【団体保険】保険料振替・配当金受け入れ口座 登録書
NKS口座振替扱い【団体保険】に関する書類送付先(加入通知書・保険料控除証明書等)及び口座(保険料振替・配当金受け入れ)を下記の通り登録します。

フリガナ	コ シ ョ タロウ	性別	<input checked="" type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	生年月日	XXXX年 XX月 XX日
氏名	互助 太郎	別	<input type="checkbox"/> 西暦		
市		都道府県			
現住所	市区町村 番地以降 マンション名				
連絡先1	本人携帯電話	連絡先2	(自宅)・(勤務先)・(親族)		
携帯#1		電話番号			
親族名					
本人との関係					
勤務先	勤務先名称	勤務先電話番号			
ご連絡事項	①金員ご記入ください。職員番号(123456) 退職予定年月 20XX年 3月				
	②下記いずれれに○をつけてください。				
	退職後継続します。(退職後振替口座は継続できません) ⇒ 本欄内の必要事項をすべて記入ください。				
	退職後継続しません。(3月末迄通知が必要) ⇒ 未読の氏名・性別・生年月日のみご記入ください。				

預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書 (取加)
(金融機関提出用)

取扱金融機関 御中

記入日 20XX年 月 日

委託者 (一財)三重県公立学校職員互助会
No. 05980172

収付代行会社 株式会社 日本共同システム (NKS)

被保険者番号

振替日(払込日) 22日(金融機関休業日の場合翌営業日)

振替開始日(払込開始日) 数字を字で明記して振替開始した日以降の最初の振替日

フリガナ

預金者 口座名義

金融機関 お届け印

ゆうちょ 銀行以外の金融機関

ゆうちょ 銀行

この預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書に不備がありましたら、お返へご返送ください。

160-0023 東京都豊島区西新7-11-15 711ビル6階 株式会社 日本共同システム

グループ保険に加入の方

退職後は非会員の方（基本コースプラス未加入者）

● 対象者

配当金あり（R6.8-R7.3）

退職後は非会員で、基本コースプラスに未加入の方は**継続不可**

※退職時に基本コースプラスに加入しての**継続も不可**

退職後は非会員



グループ保険継続不可

一時払退職者傷害保険加入可能

- 一時払退職者傷害保険に加入する
引受会社（明治安田生命）へ連絡

団体扱共済に加入の方

退職後も会員

⇒継続可(手続不要)

自動車事故費用共済(まごころ共済)

● 手続対象者

- ・退職後は非会員の方
- ・退職後も会員で解約希望の方

退職後は非会員

解約希望

セミナー参加者の中に
該当者がいらっしゃる場合
のみ説明します。

● 提出書類

2月中旬に自宅宛に送付される下記の書類を提出

- ・変更承認請求書 (継続・解約のいずれの場合も必要)

※退職後、継続を希望する場合は、2月末までに

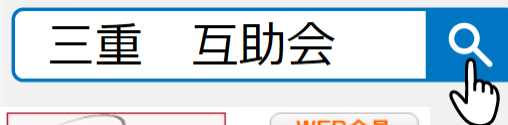
三重県中小企業共済協同組合(みえ共済)へ直接連絡

本日の説明について

詳細を希望される方へ

● 互助会ホームページ

<http://gojyokai.mie-kyobun.or.jp/>



一般財団法人 三重県公立学校職員互助会

Benefit Station ログイン WEB会員 ログイン

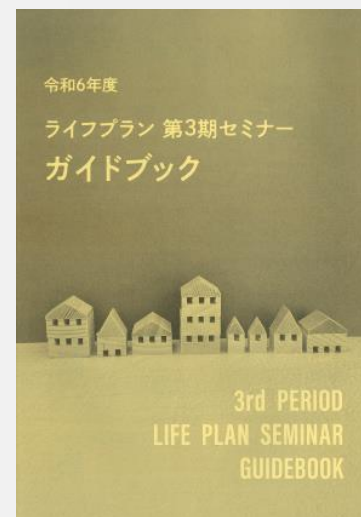
ホーム 給付事業 貸付事業 保険事業 預金事業 厚生事業

令和6年度末退職を迎える方へ

Q. 何を提出すればいいんだろう?? セカンド? 預金? 保険?

A. 簡単回答で必要申請書が一括DLできます

会員になられた方へ	WEB会員が便利です
互助会とは	退職・退会される方へ
互助会規程集	預金 払戻・解約送金日
申請用紙ダウンロード	互助会預金をお薦めします



● ライフプラン第3期セミナーガイドブック

P.37~P.41 (記入例:セカンド⇒P.51、預金⇒P.52)

● 互助会ブース(グループ保険:明治安田生命担当者)

申請用紙:各種取り揃え(互助会HPでもダウンロード可)